

平成25年度第9回景観審議会議事録（議事要旨）

- 1 開催日時 平成25年11月6日（水） 午前10時～正午
- 2 開催場所 浦安市文化会館中会議室（3階）
- 3 出席者
（委員）窪田亜矢会長、高木行雄副会長、吉本貞子委員、崎野信義委員、大和稔委員、石川正純委員、本間勝委員、佐久間康富委員、浅川潔委員
浦安市市長松崎秀樹
（事務局）都市整備部：部長宇田川義治、次長石井健二、課長板橋純三郎、課長補佐市川達也、係長須賀真、江波戸太一、谷川愛子、本多洋崇
- 4 議題
 - (1) 会長・副会長の選出について
 - (2) 景観法第16条に基づく届出対象行為の見直しについて
 - (3) 景観整備機構の指定等に関する事務取扱要領の策定について
- 5 議事の概要
 - (1) 会長・副会長の選出について
委員の互選により、窪田委員が会長に、高木委員が副会長に選出された。
 - (2) 景観法に基づく届出対象行為の見直しについて
景観法第16条に基づく届出対象行為の見直しについて説明し、意見交換を行った。
 - (3) 景観整備機構の指定等に関する事務取扱要領の策定について
景観整備機構の指定等に関する事務取扱要領の策定について説明し、意見交換を行った。
- 6 会議経過
会議に先立ち、委嘱状の交付が行われた。
 - (1) 会長・副会長の選出について
会長選出では、市長が議長を務めた。委員より、会長に窪田委員が推薦され、挙手により賛成が確認されたことから、選出された。
選出後、窪田会長を議長とし、副会長の選出及び委員自己紹介を行った。
 - (2) 景観法第16条に基づく届出対象行為の見直しについて
景観法第16条に基づく届出対象行為の見直しについて事務局より説明がされ、その後、意見交換を行った。主な内容及び意見は、以下のとおり。
 - ・変更（案）の「敷地面積に対する建築面積の割合が小さい建築物」については、その割合も提示してほしい。ただし、面積が小さくても道路沿いにあるものの色のチェックは必要である。
 - ・今回の提案とは関係ないが、大規模な建築物の場合は同色の塗り替えで協議の対象外であっても、チェックはしてほしい。
 - ・現在の協議対象には数値要件が入っている（たとえば工作物で高さ5mを超えるもの、など）が、数値ギリギリで計画するなどの脱法行為も考えられるので、数値基準を設けず全て対象とし、手続き自体を簡素化していくのはどうか。景観評価委員・景観審査会があるのでそこで仕分けをしてもよい。該当数は多くなりそうに見えるが、手続きを簡素化することで事業者とのトラブルにはならないと思う。

⇒指摘事項まとめ

「敷地面積に対する建築面積の割合が小さい建築物」は周囲の状況等にもより、一概に面積のみの基準でよいとはいききれないため、案を精査すること。その他の「アンテナ」、「周囲から望見できないもの」、「現場事務所」については、提案を了承することとする。

(3) 景観整備機構の指定等に関する事務取扱要領の策定について

景観整備機構の指定等に関する事務取扱要領の策定について事務局より説明がされ、その後、意見交換を行った。主な内容及び意見は、以下のとおり。

- ・景観整備機構の業務のうち、市が確実に必要なものがあるなら理解できるが、何を求めて指定するのか。必要性の定義の整理をすること。
- ・協働事業のための受け皿として設けるならば本末転倒ではないか。(景観審議会・コンサルタントなどで十分では)
- ・景観活動団体と景観整備機構の位置づけなど、市の協働のあり方がみえていない。協働のイメージを改めて考え、整理することが必要である。
- ・行政と団体がお互いをパートナーとして、うまく活動をすすめていくことが大事。まちづくりはいずれ市民主体へ移っていくものであるから、市民がはじめに動いて、そこから、困っていることに対して、行政が対応策を考えていく流れもあるのではないか。
- ・まちづくり活動を行っている団体の声を聞く場があるとよい。団体同士の横の広がりを作るのは課題、活動をする市民・権利のある住民・事業者が一堂に集まる場がないので、年1回、または数年に1回くらいでまちづくりに関心のある人を集める機会を設けるとよい。(その中で、仕組み・取り組みの紹介をする)
- ・市民の立場から、行政とのタイアップを進めていくことで、アピールしやすい事業も多い。それぞれのサイドでできることを考え、まちづくりを進めていくことが大事。
- ・震災後にまちづくり活動自体の動きが止まっていたこともある。積極的な議論を進めていくためにも指定を進めていくことはよいのではないか。
- ・景観整備機構に指定することについて、費用対効果が具体的にわかるイメージがあるとよい。(事前協議・届出等の業務を委託するのはどうか)
- ・浦安の市民はレベルが高く知識も豊富であるため、その方々の知恵を借りるのはとても良い。
- ・景観活動団体に認定をすることにより、まちづくり活動を行ってくれる団体を増やしてどんどん増やしていくとよいのではないか。そこから整備機構への発展も望める。
- ・世田谷区・中央区など、特徴的な方法を用いているところもあるが、浦安市ならではの市民との関わり方を考えることが重要。いろいろなやり方があってよい。これから丁寧に探っていく必要がある。
- ・活動のリーダーになる人材を各地で作ってもらい、意見をまとめていくことが必要ではないか。
- ・整備機構は「協働」というには当てはまらないのでは。
- ・景観整備機構など、専門用語は一般市民はほとんど知らない。市民向けのわかりやすい啓発も行ってほしい。
- ・他市の事例として景観整備機構として指定をしたことによりうまく景観行政を行えている

事例があるとわかりやすいので調査しておくべき。

⇒指摘事項まとめ

・今後、行政がどういう方向を目指して進んでいきたいか、景観活動団体、景観整備機構の位置づけなど、市の協働のあり方・イメージを改めて考え、整理することが必要である。

また、景観整備機構に指定することについてはなぜ必要か景観整備機構には何をしてもらいたいのかを整理し、費用対効果が具体的にイメージできるように踏み込んだ案を提示すること。

7 傍聴 2名

問い合わせ先 都市整備部都市計画課開発指導係 電話 047-351-1111（内線）1954・1957